

大東保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人なみはや福社会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町12番10号大阪市立社会福祉センター内
電 話 番 号	06-6761-3010
代表者氏名	理事長 竹本 榮

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	大東保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市都島区大東町2丁目19-7
連 絡 先	電話番号 06-6925-6777 FAX 06-6925-6882
管 理 者	園長 蔵下 亜紀子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 10人 1歳児 20人 2歳児 24人 3歳児 28人 4歳児 30人 5歳児 30人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 66人 満1歳以上満3歳未満の児童 33人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	53年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051002378
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.ans.co.jp/n/daitoh/

3 施設の目的・運営方針

大東保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の

- 下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1029, 4 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延べ面積	567, 18 m ²
園 庭		園庭 583, 41 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	3 室	ひよこ組（0 歳児クラス）、うさぎ組（1 歳児クラス）各 1 室、多目的室として 1 室
保育室	5 室	こぐま組（満 2 歳児クラス）、あか組（満 3 歳児クラス）、しろ組（満 4 歳児クラス）、あお組（満 5 歳児クラス）について各 1 室、多目的室（えほんの部屋）として 1 室
調理室	1 室	
トイレ	2 室	1 階幼児用, 2 階乳児用
事務室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) たんれんの取り組みを通した裸足保育（全クラス）・音楽指導（3 歳児以上）・体育指導（3 歳児以上）・絵画指導（3 歳児以上）わらべうた遊び（全クラス）を保育に取り入れています。

(3) 送迎

原則、保護者の方に園までの登降園を行っていただきます。

登降園時、保護者ご自身で登降園管理システムに登録していただきます。

(4) すべて園で給食調理し温かい食事を提供しています。

できるだけ手作りおやつも取り入れるようにしています。

アレルギーに対しては除去代替食の対応をしていますが状態によっては持参をお願いすることもあります。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	18	7	11	
栄養士	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する	3	2	1	栄養士、調理師が調理する
調理員	栄養士の作成した献立に基づき給食及びおやつを調理する				

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の間の8時間）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00の間の8時間）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～17：00の間の8時間）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～17：00の間の8時間）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除きます。

1月4日及びお盆（8月13日から15日）は保護者のご理解をいただいた上で休園とします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

土曜日は7時から18時までの保育とし、行事のある土曜日は保護者のご理解を頂いた上で16時までとなります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。土曜日は7時から18時までの保育とし、行事のある土曜日は16時までとなります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

ただし、園外保育日（遠足他）・入園式等の行事日・年末最終日はお弁当をご持参下さい。離乳食のみ提供します。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	10時00分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応。状況により持参をお願いすることもあります。

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

都島区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、

医療機関の名称	いんべ診療所
医院長名又は医師名	忌部 周
所在地	大阪市都島区毛馬町1丁目8-4
電話番号	06-6922-2526

(2) 歯科

医療機関の名称	宇都宮歯科
医院長名又は医師名	宇都宮 一生
所在地	大阪市都島区大東町2丁目22-9
電話番号	06-6925-1854

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先及び保護者の指定する医療機関へ速やかに連絡を行います。
災害時の緊急連絡など全体に周知が必要な時は「コドモン」（入園時に各自で登録していただきます。）で配信し保護者にお知らせします。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に数回、職員に対して虐待防止研修を実施
(人権擁護のためのセルフチェックリスト等の活用及び園内でのフォローアップ研修)
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 蔵下 亜紀子（責任者）播摩 由紀子 ・ご利用時間 9:00～ 16:30 ・電話番号 06-6925-6777 F A X 06-6925-6882 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	土井 憲之 森本宮仁子
	電話番号 06-6761-3010(なみはや福祉会) なみはや福祉会監事

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険の内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター（学校安全会）
保険の内容	施設管理下での園児へのケガなどの災害

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	8人	8人	4人
1歳児	17人	15人	15人
2歳児	22人	22人	18人
3歳児	25人	22人	20人
4歳児	22人	25人	21人
5歳児	27人	22人	24人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

第三者評価は令和6年度受審しました。

自己評価は園内で実施しています。

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合はその旨、および公表公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
個人情報（写真および動画）の取り扱いについて	園で撮影した写真および動画は個人情報保護によりSNS（インターネット上）など不特定多数の方が視聴できるようなものに載せることはご遠慮ください。 また、園からお知らせした個人情報に関するパスワード等はご家族のみでの使用をお願いします。
関係機関との連携について	保育所保育指針に基づき、園児の最善の利益を考慮した上で市町村や関係機関と連携を図る場合があります。

別表

1 <令和7年度>

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額 <令和7年度>
新年度用品に係る費用	< 令和7年度 > * 0・1歳児(帽子、補助バッグ、おたよりファイル) /2,100円* 2歳児(1歳児分と粘土、粘土板、マーカー、のり、自由帳他) /4,990円* 3歳児(2歳児分とカバン、道具箱、クレパス、出席カード他) /11,070円* 4歳児(3歳児分と鍵盤ハーモニカ) /17,070円* 5歳児(4歳児分とあいうえお数字) /17,530円 3.4.5歳児の体操服・上着・・・半袖 2,860円/ 長袖 3,410円/ ズボン 2,860円/ 上着 6,820円	用品代 0歳児～5歳児 2,070円～16,855円 *3.4.5歳児の体操服・上着は毎日着用します。 必要枚数分、購入して下さい。 *0歳児が使用するお帳面は月額 190円 1.2歳児が使用するお帳面は月額 100円 (半年ごとに徴収)
絵本代	個人用持ち帰り絵本	月額 410円～ 480円 (半年ごとに徴収)
保護者会費	保護者会で管理(行事の時のお土産ほか)	月額 200円(半年ごとに徴収)
幼児 給食費	3歳児以上(2号認定を受けたことにも係る給食費)	〔 主食費 月額 2,500円 副食費 月額 4,800円 合 計 月額 7,300円
行事に係る費用	遠足等の園外保育(入園料・乗り物料金他)	園外保育1回 2,000円
保険に係る費用	日本スポーツ振興センター(園児の保育中のけが)	年額 300円 (要保護家庭 30円)

2 時間外保育に係る利用者負担

*保育短時間認定(8時から16時)の方が時間外保育を利用された場合、

1回につき30分ごとに300円の利用者負担が必要となります。

(7時から8時および16時～19時の間)

*保育標準時間認定(7時から18時)の方が時間外保育を利用された場合も

1回につき30分ごとに300円の利用者負担が必要となります。

ただし、18時以降の延長保育を登録された方は大阪市規定の利用者負担が毎月必要となります。(1カ月 2,900円)

※当園は上記費用の支払を受けた場合は、領収印を押します。

3 園で販売する写真は購入を希望される方のみお申込み下さい。(1枚 120～550円)